

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 告 自衛官の募集(消防防災課)
- ◇ 雑 報 一時保護を加えた児童の所持していたもの(児童家庭課)

告 示

鳥取県告示第七百八十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定す

る療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
有限会社池田薬局TOSC千代水店	鳥取市安長二二六	平成二年八月二十日
久野内科医院	米子市富益町二六五―二	平成二年九月三日
ダイゲン眼科医院	鳥取市扇町一三三―二	平成二年九月一日

鳥取県告示第七百八十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山尾一磨	鳥国医第四、一八四号	平成二年七月六日
黒崎雅道	鳥国医第四、一八五号	平成二年七月七日
田淵貞治	鳥国医第四、一八六号	"
田邊路晴	鳥国医第四、一八七号	"
渡邊建司	鳥国医第四、一八八号	"
谷浦晴二郎	鳥国医第四、一八九号	平成二年七月九日
徳山直美	鳥国医第四、一九三号	平成二年七月二十五日
亀崎豊実	鳥国医第四、一九四号	"
桃島成利	鳥国医第四、一九五号	平成二年七月二十六日
大村宏	鳥国医第四、一九七号	平成二年八月九日
八島一夫	鳥国医第四、一九八号	"
嵯峨山 教	鳥国医第四、一九九号	"

福間安彦	鳥国医第四、二〇〇号	"
三浦直也	鳥国医第四、二〇一号	"
祝部輝彦	鳥国薬第七五二号	平成二年七月十一日
谷村朝子	鳥国薬第七五三号	平成二年七月十三日
松下直美	鳥国薬第七五六号	平成二年七月十七日
熊野秀子	鳥国歯第五六九号	平成二年七月十三日
中井章	鳥国薬第七五七号	平成二年八月二十二日
中井治子	鳥国薬第七五八号	"
加納マリコ	鳥国薬第七五九号	平成二年八月二十七日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年九月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一 日時 平成二年九月二十五日(火)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題

- 1 市町教育委員会教育長の承認による
- 2 その他

公 告

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成2年度第3次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

平成2年9月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 採用する自衛官
二等陸士、二等海士及び二等空士(男子)
- 2 募集期間
平成2年10月1日から同年12月31日まで
- 3 試験期日
募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。
- ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休

日

4 試験場

- ア 鳥取市鏡治町18-3 自衛隊鳥取地方連絡部
- イ 倉吉市山根字早見田540-1 パールビル内 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所
- ウ 米子市東町327 古矢ビル内 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

- 5 採用予定月
募集期間中の毎月

6 その他

- (1) 応募資格
採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。

(2) 試験種目

- ア 筆記試験(国語(作文を含む。)、数学及び社会)
- イ 身体検査
- ウ 適性検査
- エ 口述試験